

## 大鰐町外部の労働者等からの公益通報等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大鰐町における公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等からの公益通報等の処理に関し必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

### (通報窓口の設置)

第2条 外部の労働者等からの公益通報（法第3条第2号及び第6条第2号に定める公益通報をいう。以下同じ。）を受け付け、及び公益通報に関連する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置く。

2 通報窓口は、公益通報のほか、事業者の法令等違反行為及び事業者の事業に従事する場合におけるその従業員等の法令等違反行為（以下「事業者等の法令等違反行為」という。）に係る通報を受け付けることができる。

3 公益通報及び前項の通報（以下「公益通報等」という。）は、当該公益通報等に関連する法令等の規定に基づく処分又は勧告等の権限に係る事務を所掌する課等（以下「担当課等」という。）においても受け付けることができる。

4 前2項により受け付けた公益通報等が匿名によるものであっても、可能な限り、実名による公益通報等と同様に取り扱うよう努めることとする。

### (秘密保持の徹底、利益相反関係の排除)

第3条 通報窓口及び担当課等の職員その他公益通報等及び公益通報に関連する相談（以下「通報等」という。）への対応に関与する職員は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関

係する通報事案の処理に関与してはならない。

- 2 この要綱による通報者への通知は、通報者が希望したときその他秘密保持の観点から適当と認めるときは、書面以外の方法により行うことができる。

(公益通報等から除く通報)

第4条 次のいずれかに掲げる通報は、公益通報等から除くものとする。

- (1) 通報者への連絡先が不明な通報
- (2) 内容が著しく不分明な通報
- (3) 通報の対象となっている事業者の労働者等（当該事業者に雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者と契約関係にある事業者の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員をいう。）以外の者（当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者を除く。）からの通報
- (4) 通報の対象となる事業者を特定し得ない通報

- 2 前項の規定により公益通報等から除かれた通報は、情報提供とみなす。

(公益通報等の受付)

第5条 通報窓口は、公益通報等があったときは、通報者の連絡先及び通報の内容等を把握し、公益通報等受付票（様式第1号）に記録して受け付けるとともに、担当課等を特定し、公益通報等受付票の写しを添えて、当該担当課等に回付するものとする。

- 2 通報窓口は、面会による公益通報等の受付に当たって必要があると認めるときは、担当課等の職員の同席を求め、当該担当課等は、これに応じるものとする。

- 3 担当課等は、自ら公益通報等を受け付けたときは、通報者の連絡先及び通報の内容等を把握し、公益通報等受付票に自ら記録するものとする。ただし、当該担当課等は、通報者の連絡先及び通報の内容等を自ら記録した文書等を当該公益通報等に係る公益通報等受付票に代えることができる。この場合において、当該文書等は、当該公益通報等に係る公益通報等受付票とみなす。
- 4 通報窓口及び担当課等の職員は、通報の内容を記録するに当たっては、主観を排除してするよう努めるものとする。
- 5 通報窓口及び担当課等は、当該通報について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、通報をなされた方へ（お知らせ）（様式第2号）により、遅滞なく教示するものとする。ただし、口頭による通報については、この限りでない。
- 6 前項により教示した通報を除き、公益通報等を受け付けた通報窓口及び担当課等は、その旨を通報をなされた方へ（受付通知）（様式第3号）により、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、口頭による通報については、この限りでない。

（調査実施決定等の通知）

第6条 担当課等は、前条第1項の規定により通報窓口から公益通報等を回付されたとき又は同条第3項の規定により自ら公益通報等を受け付けたときは、法第2条第3項に定める通報対象事実又は事業者等の法令等違反行為（以下「通報対象事実等」という。）の有無等に係る調査（以下「調査」という。）を行うこととし、通報をなされた方へ（調査実施のお知らせ）（様式第4号）により、通報者に対し、調査に必要と見込まれる期間を示して、通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当課等は、公益通報等が次の各号の

いずれかに該当するときは、調査を行わないことができる。この場合、担当課等は、第4号に該当する場合を除き、通報者に対し、その旨を通報をなされた方へ（調査非実施のお知らせ）（様式第5号）により、通知するものとする。

（1） 当該公益通報等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によりなされたこと又は虚偽であることが明らかになったとき。

（2） 当該公益通報等について、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由が通報者から示されないとき。

（3） 当該公益通報等と同一事案に係る公益通報等がなされ、既に調査が終了しているとき。

（4） 当該公益通報等について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったとき。

3 担当課等は、前項第4号に該当するとして調査を行わない場合は、権限を有する行政機関を、通報者に対し、通報をなされた方へ（お知らせ）（様式第2号）により、教示するものとする。この場合において、担当課等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した通報事案に係る資料の写しを通報者に提供するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による通知又は前項の規定による教示は、公益通報等があった日から30日以内にしなければならない。

（調査の実施等）

第7条 担当課等は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

2 担当課等は、調査を行うこととした日から60日以内に調査を終了しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、相当の期間内に調査を終了すれば足りる。

3 担当課等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、通報をなされた方へ（調査結果のお知らせ）（様式第6号）により、その結果を遅滞なく通知するものとする。

（調査結果に基づく措置の実施及び通知）

第8条 担当課等は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに、法令等に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

2 前項の規定により措置をとった担当課等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、通報をなされた方へ（措置のお知らせ）（様式第7号）により、その内容を遅滞なく通知するものとする。

（通知書等の写しの提出）

第9条 担当課等は、公益通報等受付票を作成した場合並びに通報者に対し、第5条第5項及び第6項、第6条第1項から第3項まで、第7条第3項並びに前条第2項の規定による教示及び通知をした場合は、これら書面の写しを添付し、通報窓口を經由して町長に報告するものとする。ただし、通報者に対する通知を書面以外の方法により行った場合は、当該通知に係る内容を報告することで足りる。

（通報関連資料の管理）

第10条 公益通報等の処理に従事する職員は、公益通報等の処理に

係る記録及び関連資料について、通報者の秘密保持に配慮し、適切に管理するものとする。

（関係機関との協力）

第11条 担当課等は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

（実施状況の公表等）

第12条 通報窓口は、この要綱による公益通報等の受付及び処理について、毎年6月30日までに、その前年度の状況を公表するものとする。

2 通報窓口は、公益通報等の受付及び処理に関し、必要に応じて、担当課等及び関係機関との調整を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。